

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料の計算方法・保険料の軽減について

後期高齢者医療制度に加入されている方の納入通知書または口座振替による保険料の納付が7月より始まります。今年度の保険料額については、7月中旬にお送りする「保険料額決定通知書」でご確認ください。

保険料の計算方法

$$\text{均等割額 } 43,143 \text{ 円} + \begin{matrix} (\ast 1) \\ (\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}) \times 9.63\% \end{matrix} = \text{年間保険料 } (\ast 2) \text{ 限度額は } 50 \text{ 万円}$$

- (※1) 総所得金額等とは、平成20年中の収入から必要経費（公的年金等控除額など）を差し引いた額のことであり、社会保険料控除や配偶者控除などの「所得控除」を差し引く前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、公的年金収入に含まれません。
- (※2) 年間保険料は、100円未満の端数を切り捨てます。また、年度の途中で加入された方の年間保険料は、月割で減額されます。

所得の低い方への保険料の軽減

①均等割額の軽減の一部変更 政府は、保険料の軽減の一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりました。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」をお送りしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。

世帯内の被保険者と世帯主の平成20年度の総所得金額等（※3）の合計額	平成21年度の均等割軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない場合	9割軽減 (前年度は8.5割)	4,300円
33万円以下の場合 (上記に該当する場合を除く)	8.5割軽減 (前年度は8.5割)	6,300円
33万円 + 24万5千円 × 被保険者数 (世帯主である被保険者を除く) 以下の場合	5割軽減 (前年度と同じ)	21,571円
33万円 + 35万円 × 被保険者数 以下の場合	2割軽減 (前年度と同じ)	34,514円

(※3) 65歳以上の方の公的年金に係る所得は、特別控除（15万円を限度）を差し引きます。

②所得割額の軽減 総所得金額等から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

※例えば、公的年金収入のみの方の場合、その収入が211万円以下であれば、所得割額が5割軽減されます。なお、公的年金収入が153万円以下の方は、所得割額は算出されません。

③被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減 後期高齢者医療に加入する直前まで被用者保険の被扶養者だった方は、後期高齢者医療に加入してから2年間、保険料が軽減されます。平成21年度は、所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減されるため、年間保険料は4,300円になります。

新しい保険証に変わります

現在ご利用いただいている保険証は、7月31日をもって有効期限が満了となります。7月中旬に新しい保険証（被保険者証）をお送りします。なお、新しい保険証は有効期限が平成23年7月31日までの2年間となり、用紙の色も青色から黄色に変わります。

◆医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合 医療機関での窓口負担の割合は、一般の方は1割、現役並所得の方は3割となります。新しい保険証には、一部負担金割合の欄に記載されています。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 ☎23 - 2467

特定健康診査

あなたは
受診しましたか？

昨年度より新しく始まった特定健康診査の受診状況は、当別町国民健康保険に加入する40歳から74歳の対象者3434人のうち1935人が受診し、56.3%の受診率となり、平成19年度と比べ2.4倍の増加となりました。

伸び率が高い地区は、町内会独自でチラシを配ったり、保健推進員や役員から呼びかけを行ったり、健康福祉出前講座を開催しました。出前講座は気軽に利用できますので、地区の保健推進員や民生児童委員に問い合わせてください。

健康診査で日頃から自分の健康をチェック

健診や保健指導を受けると、日ごろの生活習慣が健診結果に表れてくることがわかります。

昨年までの健診結果と見比べて、自分の代謝（食べたものがどう使われているか）がどのような状態にあるか、その変化を見るために続けて受けることが大切です。健診の実施率によって、昨年度から始まった後期高齢者支援金の額が増減し、将来的に保険料（税）などにも影響することもあります。なにより自分の健康づくりのために年に1回は健診を受けましょう。

特定健診受診率トップ20

行政区別

順位	行政区	受診率	順位	行政区	受診率
1位	蕨岱町	73.6	11位	中小屋	65.1
2位	東裏	72.1	12位	川下右岸	64.1
3位	金沢	70.0	13位	高岡	62.3
4位	川下左岸	68.8	14位	元町	61.9
5位	獅子内	68.7	15位	錦町	61.2
6位	下川町	68.4	16位	若葉	60.1
7位	茂平沢	67.3	17位	幸町	60.0
8位	万代町	66.7	18位	ヒルズ※	58.2
8位	当別太	66.7	19位	春日町	57.9
10位	弁華別	66.3	20位	六軒町	57.7

※ヒルズはスウェーデンヒルズ



日曜日の健診もあります 夏の巡回ドック・フレッシュ健診

巡回ドック（集団特定健康診査+がん検診）

▼対象 当別町国民健康保険に加入されている今年度中に40歳から74歳になる方。75歳の誕生日の前日まで対象となります。40歳以上の生活保護を受けている方も対象です。

▼実施内容 メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査等）同時に胃がん・肺がん・大腸がん検診、肝炎ウイルス検診も受けることができます。

▼会場・日程

会場	日程
西当別コミセン	8月20日(木)・21日(金)
ゆとろ	8月23日(日)・24日(月)・25日(火) ・26日(水)・27日(木)

▼料金：特定健康診査700円、胃がん検診900円、肺がん健診300円、大腸がん検診500円、肝炎ウイルス検診300円、生活保護の方は無料です。

*上記日程が都合悪い方は、医療機関でも個別で随時受診できます。詳しくは下記までお問合せください。

▼申込・問合せ 希望健診日の1週間前までに住民課国保・後期高齢者医療係へ ☎23-4044

フレッシュ健診

▼対象 18歳～39歳の職場で健診を受ける機会のない方（保険の種類に関係なく受診できます。）

▼実施内容 身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査等（35歳以上の方は、胃がん検診も受けることができます。）

▼受付時間・会場・日程：上記、巡回ドックに同じ

▼料金 1,500円（当別町国保1,000円）

・胃がん検診1,600円（当別町国保900円）

▼申込・問合せ

希望健診日の1週間前までに福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎23-2346）



健康診査を受けて
日頃から健康チェックを
しましょう